

第4回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議
次 第

日 時：令和4年11月30日（水）22：00～

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

(1) 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

(2) その他

3 閉 会

第4回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年11月30日（水）

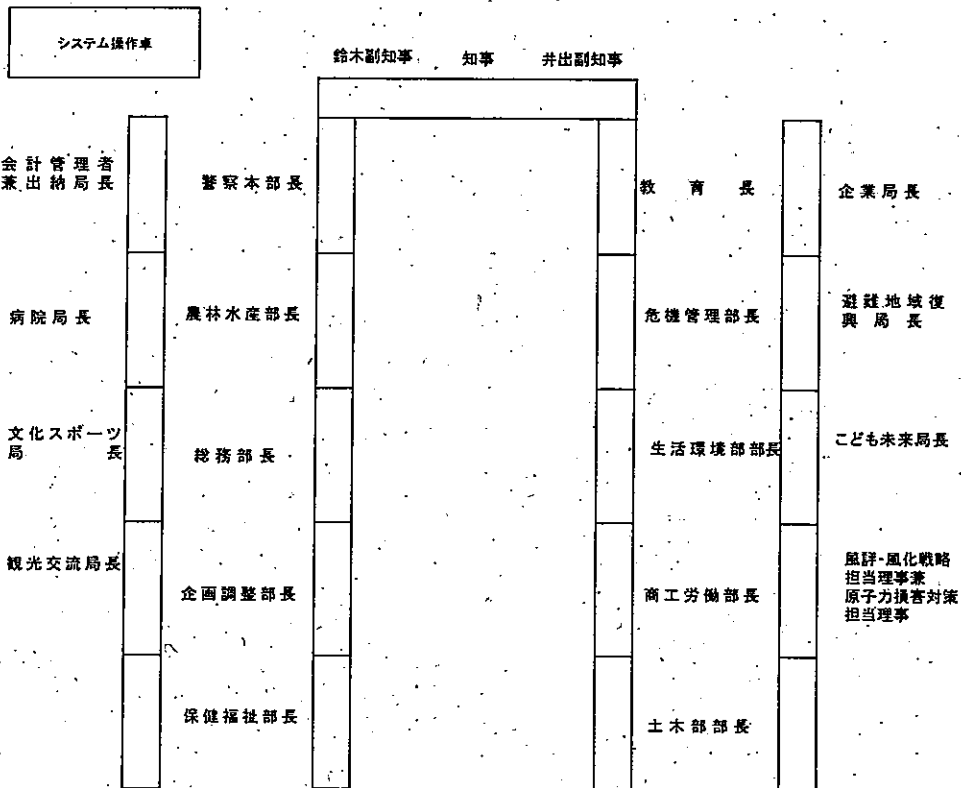
22:00～

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副 知 事	鈴木 正晃
	副 知 事	井出 孝利
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 敦子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教 育 長	大沼 博文
警察本部	本 部 長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
こども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当事業兼原子力損害 対策担当事業		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸
農林水産部生産流通総室	次 長	鈴木 幸則
畜 産 課	課 長	本多 巖
”	専門獣医技師	三瓶 直樹

高病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.11.30



高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

令和4年11月30日

農 林 水 産 部

1 農場の概要

(1) 所在地：福島県伊達市

(2) 飼養状況：肉用鶏 14,474羽

※これまでの飼養羽数17,000羽は生産者からの聞き取りによる概数であり、殺処分終了時に最終の飼養羽数が上記のとおり確定しました。

(3) 飼養棟数：2棟

2 経緯

11月28日(月)

8:45 農場から異常家きんの通報

13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性

14:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催

15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員71名を現地へ派遣

4:00 精密検査の結果、H5亜型と確認

6:00 疑似患畜確定

6:00 第1回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催

6:10 殺処分開始

9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

14:00 第2陣として県職員70名を現地へ派遣

22:00 第3陣として県職員44名を現地へ派遣

23:35 殺処分完了(14,474羽)

11月30日(水)

6:00 第4陣として県職員72名を現地へ派遣

14:00 第5陣として県職員51名を現地へ派遣

21:50 2棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業完了

【 発生農場における防疫措置完了 】

3 防疫措置の進捗状況について（11月30日22時時点）

（1）発生農場における防疫措置

①殺処分

14,474羽（進捗率100%）の殺処分完了（11月29日23時35分）

②鶏舎の清掃消毒と埋却状況

2棟の清掃消毒と処分鶏等の埋却作業完了（11月30日21時50分）

【発生農場における防疫措置完了】

（2）動員者数について

延べ 416名

内訳：県職員 308名

市町村職員 66名

団体職員 42名

（3）制限区域の設定

（ア）半径3km以内の1箇所 約14,000羽の農場に移動制限

11/29 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

11/30 17:00 現在、農場からの報告により、異常が無いことを確認

（イ）半径3km～10km以内の22箇所 合計約630,000羽の農場に搬出制限

11/30 17:00 現在、農場からの報告により、異常が無いことを確認

（4）消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働済み

4 今後の対応について

(1) 発生農場

11月29日	殺処分終了
11月30日	畜舎清掃・消毒（1回目）※1 埋却終了 農場敷地内消毒 【防疫措置完了】
12月7日	畜舎清掃・消毒（2回目）※1
12月14日	畜舎清掃・消毒（3回目）※1

※1 畜舎清掃・消毒は、1週間間隔で3回実施

(2) 移動制限区域内の農場

11月29日	農場からの報告により、死亡羽数及び異常の有無を確認 (移動制限区域の解除の前日まで毎日継続) 発生状況確認検査（12月3日結果判定の見込み）
【想定される日程】	(検査及び毎日の報告で異常がなかった場合)
12月11日	清浄性確認検査（12月15日結果判定の見込み） ※2
12月22日	移動制限区域解除

※2 「清浄性確認検査」：制限区域内の清浄性を確認するため、防疫措置の完了後10日が経過した後に移動制限区域内の農場に対し行うウイルス分離検査及び抗体検査。

(3) 搬出制限区域内の農場

11月29日	農場からの報告により、死亡羽数及び異常の有無を確認 (搬出制限区域の解除の前日まで毎日継続)
【想定される日程】	(上記(2)の清浄性確認検査及び毎日の報告で異常がなかった場合)
12月15日	搬出制限区域解除（想定）

* 搬出制限区域解除前においても、運搬車両の消毒が十分であることを条件に、国との協議の上、農場毎に区域外への搬出が可能となる。

(11月30日現在、搬出が可能となった農場：3農場)